

# 顕彰及び激励に関する規定

## 〔総 則〕

第1条 この規定は、香川県バレーボール協会規約第37条及び第38条の規定に基づき、顕彰及び激励に関する必要な事項を定める。

## 〔目 的〕

第2条 この規定は、次の顕彰や激励をすることにより、本県のバレーボール界の発展に資することを目的とする。

- (1) 香川県におけるバレーボール競技の普及発展に功労のあった者（団体を含む、以下同じ）の顕彰
- (2) 県内外で優秀な成績を修めた者の顕彰
- (3) 日本を代表してアジア大会等、国際大会に出場する者への激励

## 〔対象者〕

第3条 前条の目的により、次の者を本規定の対象者とする。

- (1) 功労者
- (2) 優秀指導者
- (3) 優秀選手
- (4) 日本の代表者

## 〔顕彰等の方法〕

第4条 前条の対象者に対し、それぞれ次のものを贈る。

- (1) 功労者には、感謝状と記念品
- (2) 指導者と優秀選手には、表彰状と記念品
- (3) 日本の代表選手には激励費、代表スタッフには祝い金

## 〔対象者の選考基準等〕

第5条 第2条の対象者の選考にあたっては次の基準に留意する。

- (1) 功労者
  - ① 香川県バレーボール協会の役員として、10期20年以上務めその任を退いた者
  - ② 香川県バレーボール協会の副会長として、3期6年以上務めその任を退いた者
- (2) 優秀指導者
  - ① (公財)日本バレーボール協会主催・共催の全国大会で、3位以内に入賞したチームの監督
- (3) 優秀選手
  - ① (公財)日本バレーボール協会主催・共催の全国大会で、3位以内に入賞したチームの選手
  - ② 上記大会において優秀選手として選考された者
- (4) 日本代表者
  - ① FIVB及び、その傘下の5大陸バレーボール連盟が主催・共催する国際大会に日本代表として参加する者

## 〔選考委員〕

第6条 第2条の対象者の選考会は、会長・副会長・理事長及び常任理事で構成された選考委

員会で行う。このとき、会長が委員長となり議長を務める。

〔顕彰等の時期〕

第7条 これらの顕彰等は、原則として評議員会の席上で行う。

附則 この規定は、平成20年12月6日から施行する  
平成24年 4月 8日 一部改正